病院局建設関連業務における指名競争入札実施要領

令和２年６月17日
病院局経営管理課

（趣旨）

第１条　この要領は、県が発注する建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び建築設計業務（以下「建設関連業務」という。）において実施する指名競争入札の手続について、宮崎県病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号。以下「規程」という。）及び宮崎県建設工事等電子入札実施要領（平成17年12月１日定め。以下「電子入札要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領における用語の意義は、規程及び県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号。以下「資格要綱」という。）に定めるところによる。

（指名基準）

第３条　契約担当者は、建設関連業務の契約に係る指名競争入札を実施しようとするときは、契約しようとする業務の種類や規模等に応じて、次に掲げる基準に留意して、資格要綱第７条に規定する入札参加資格の認定を受けている者から入札参加者を指名するものとする。

一　契約しようとする次に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に掲げる登録を受けていること又は要件を満たしていること。

ア　測量 測量法（昭和24年法律第188号）第55条に規定する登録

イ　建設コンサルタント業務 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条第１項に規定する登録

ウ　地質調査業務 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条第１項に規定する登録

エ　補償コンサルタント業務 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第２条第１項に規定する登録

オ　建築設計業務 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第１項に規定する登録又は同法第２条第５項に規定する建築設備士の在籍

二　営業所が、業務の適正な実施を確保する観点からみて適切な地域に所在すること。

三　次に掲げる事項に該当するなど、技術的適性を有すると認められること。

ア　契約しようとする業務と同種又は同類の業務について、相当の実績を有すること。

イ　契約しようとする業務に必要な技術職員を配置できること。

ウ　業務の手持ち状況からみて当該業務を実施する能力を有すること。

四　経営及び信用の状況について、次に掲げる事項に該当するなど、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

ア　手形交換所において取引停止処分を受け、又は主要取引先からの取引停止等を受けた事実があること。

イ　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てを行った事実があること。

ウ　民事執行法（昭和54年法律第４号）に基づく差押等金銭債権に対する強制執行又は国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払が不可能になったこと。

五　安全管理について、労働基準監督署の命令に従わないなど、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
六　資格要綱第10条に規定する入札参加資格停止となっていないこと。
七　不誠実な行為がないこと。
八　前各号に掲げる事項のほか特に考慮すべき事項を満たしていること。
（入札参加者数）
第４条　入札参加者の数は、次の各号に掲げる予定価格の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、前条に規定する指名基準を満たす者がこの数を満たさない場合及び見積依頼を行う業務において見積を提出する者がこの数を満たさない場合は、この限りでない。
一　５百万円未満の場合　６者以上
二　５百万円以上の場合　10者以上
（指名手順）
第５条　契約担当者は、次の各号に掲げる場合を除き、原則として、県内に主たる営業所を有する者から入札参加者を指名するものとする。
一　業務の規模及び技術的難易度等に照らし合わせ、入札参加者の数が競争性を確保する上で不足する場合
二　県内に主たる営業所を有しない者を指名するにつき、特別の理由があると認められる場合
２　契約担当者は、入札参加者として指名する者の間に、次の各号のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がある場合は、当該資本関係又は人的関係がある複数の者のうち１者のみを入札参加者として指名するものとする。
一　資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合
ア　子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合
イ　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
二　人的関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
ア　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
(ｱ)　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
a　会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
b　会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
c　会社法第２条第15号に規定する社外取締役
d　会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
(ｲ)　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ｳ)　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(ｴ)　組合の理事

(ｵ)　その他業務を執行する者であって、(ｱ)から(ｴ)までに掲げる者に準ずる者

イ　一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ウ　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

三　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札等に参加している場合その他上記一又は二と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

（指名手続）

第６条　契約担当者は、入札参加者を指名するときは、病院局条件付一般競争入札実施要領（平成19年５月１日病院局経営管理課定め）第22に規定する入札参加資格審査会の審査を受けなければならない。

２　契約担当者は、前項の審査を受けようとするときは、入札参加者推薦書（別記様式第１号）及び入札参加者選定理由書(別記様式第２号)を入札参加資格審査会に提出するものとする。

（指名通知）

第７条　契約担当者は、指名する入札参加者を決定したときは、当該入札参加者に対して開札日の前日から起算して７日前までに、電子入札要領第４条に規定する指名競争入札通知書(以下「指名通知書」という。）により通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない理由があるときは、その期間を４日以内に限り短縮することができる。

２　前項に定める期間の日数には、宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第２条に規定する休日及び８月13日から８月15日までの日を含まないものとする。

（入札の無効）

第８条　規程第118条において準用する規程第107条に該当する場合のほか、次のいずれかに該当する入札は無効とする。

（１）　虚偽の申請を行った者のした入札

（２）　この要領及び指名通知書等の規定に違反した者のした入札

（３）　契約の日までに第３条の基準を満たさなくなった者のした入札

（４）　同一入札において第５条第２項に規定する資本関係又は人的関係がある複数の者のした入札

２　前項の規定により入札を無効としたときは、その旨を病院局建設工事における指名競争入札実施要領（平成25年７月１日定め。以下「工事指名要領」という。）第12条に規定する入札無効通知書により通知するものとする。

（準用）

第９条　前各条に定めるもののほか、入札手続については、工事指名要領第９条から第22条まで（第10条、第12条、第13条、第15条、第15条の２、第16条及び第18条第１項なお書きの規定を除く。）の規定を準用する。

なお、この場合において、「建設工事」とあるものは、「建設関連業務」と読み替えるものとする。

附　則

この要領は、令和２年６月17日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年１０月１日から施行する。